明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	放射線の量（水の濁りの発生に伴うもの）	造成等の施工（陸上埋立）	護岸等の施工（水面埋立）	放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）	造成等の施工（陸上埋立）	護岸等の施工（水面埋立）
一　調査すべき情報				一　調査すべき情報		
イ　放射線の量の状況				イ　地形の状況		
ロ　濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）				ロ　土地利用の状況		
ハ　流れの状況				ハ　廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況		
ニ　土質の状況				ニ　切土又は盛土に伴う土砂の保管状況		
二　調査の基本的な手法				二　調査地域		
文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析				対象最終処分場事業実施区域並びに前号ハ及びニの情報を適切に把握するために必要な地域		
三　調査地域				二　予測地域		
水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域				対象最終処分場事業実施区域及び前号に掲げる情報を把握するために必要な地域		
四　調査地点				三　予測対象時期等		
水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点				工事期間		
五　調査期間等						
水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期						
一　予測の基本的な手法				一　予測の基本的な手法		
事例の引用又は解析				建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握		
二　予測地域				二　予測地域		
調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域				対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域		
三　予測地点						
水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点						
四　予測対象時期等						
放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期						

別表第二の備考に次のように加える。

十　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附　則

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

○防衛省令第十一号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項、第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日　　防衛大臣　中谷　元

防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針」を「計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針」に改める。

第四条第一項第二号イに次のように加える。

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

第五条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加える。

第五条第三項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

第六条に次の一号を加える。

七　前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握できること。

第十四条第四項中「配意」の下に「し、及び地方防衛局長等の見解を勘案」を加える。

第十六条第一項第三号カ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第十七条第四項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改める。

第二十条第一項第二号イに次のように加える。

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　前条第四項において準用する第五条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

別表第一を次のように改める。